

## 我が国の島の数の計数方法

### ○計数方法

1. 法令等（離島振興法、有人国境離島法等）に基づく島を重複なく計数する。
2. 1.のほか、国土地理院の電子国土基本図※を用いて、周囲長 0.1km 以上の海岸線で囲われた陸地を対象に計数する。

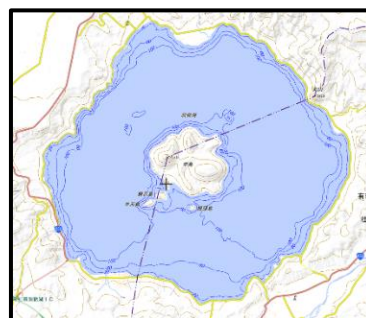
※ 2万5千分1地形図の基となる地図データ

3. 2.においては、自然に形成されたと判断できる陸地を計数の対象とする。なお、湖沼等内水面にある陸地は、計数の対象外とする。

<計数の対象外の例>



埋立による陸地（八景島）



内水面にある陸地（洞爺湖内の「中島」）

### ○島とは

United Nations Convention on the Law of the Sea  
(海洋法に関する国際連合条約)

PART VIII REGIME OF ISLANDS  
(第八部 島の制度)

Article 121 Regime of islands  
(第二百一十一条 島の制度)

1. An island is a naturally formed area of land, surrounded by water, which is above water at high tide.  
(島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。)

※条文（日・英）は外務省ホームページより引用。

※電子国土基本図の海岸線は、高潮時の海岸線を取得している。